

令和 6 年度

市 民 税
県 民 税

特別徴収の手引き

須坂

信州 蔵の町



須坂市

税務課 市民税係

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
TEL 026-245-1400(代表) 内線3126・3127・3128
FAX 026-248-9072

目 次

1	令和6年度 市・県民税特別徴収義務者の指定について	1 頁
2	市・県民税の特別徴収について	2～7 頁
3	退職所得に係る市民税・県民税納入申告書について	8 頁
4	郵便局の指定について	9 頁
5	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	10 頁
6	特別徴収税額通知受取方法変更申出書	11 頁
7	特別徴収切替届出（依頼）書 記入例	12 頁
8	給与所得者異動届出書 記入例①（転勤の場合）	13 頁
	記入例②（退職で一括徴収の場合）	14 頁
	記入例③（退職で普通徴収の場合）	15 頁
9	特別徴収切替届出（依頼）書の用紙1枚	16 頁
10	給与所得者異動届出書の用紙4枚	17～20 頁
11	（参考）令和6年度 市・県民税の計算方法について	21～25 頁

(令和6年5月13日)

特 別 徴 収 義 務 者 様

長野県須坂市長 三 木 正 夫



令和6年度 市・県民税特別徴収義務者の指定について

市・県民税の特別徴収につきましては、毎年格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

地方税法第321条の4第1項の規定により、貴事業所を当市の令和6年度市・県民税特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を同封しますので、2頁以降を参照の上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

市・県民税の特別徴収について

1 特別徴収と特別徴収義務者について（地方税法第321条の4）

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、従業員に代わって、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を徴収（天引き）し、市町村に納入する制度です。そして、この義務を負う事業者（給与支払者）を特別徴収義務者といいます。

2 指定番号について

「特別徴収義務者指定番号」を特別徴収税額通知書の右下部へ記載していますので、納入書・異動届出書等のお問い合わせにはこの番号を使用してください。

3 税額通知書の取扱いについて

当初税額決定通知について

- ・特別徴収義務者への通知 …… 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
〈1通6名連記〉給与事務担当者が保管してください。
- ・納税義務者（従業員）への通知 …… 市民税・県民税 特別徴収の決定・変更通知書（納税義務者用）
〈1通3名連記〉個人別にミシン目にそって切り離し、5月31日までに納税義務者本人に渡してください。
※なお、すでに退職等により、納税義務者本人に通知を渡すことができない場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出（依頼）書」に添えて返送してください。

4 特別徴収の方法と納期限

- （1）6月から翌年の5月までの12回に月割りした市・県民税額を給与支払額から差し引き、翌月10日の納期限（休日等の場合は翌日）までに納入してください。
- （2）給与受給者1人について、特別徴収税額が均等割額以下のものは1回で徴収されます。
- （3）令和6年度市・県民税特別徴収税額の通知書は、特別徴収人員と特別徴収税額の合計が記載されています。

5 納期限後の納入

- 督促状 …… 納期限後20日以内に督促状を発付します。
督促状での納付方法は右記6納入場所とは異なります。詳しくは督促状をご覧ください。
- 延滞金 …… 納期限の翌日から納付日までの期間に応じて次の割合で加算されます。
 - ・納期限の翌日から1か月間は、延滞金特例基準割合^{*}+年1.0%（上限年7.3%）
 - ・1か月经過後は、延滞金特例基準割合^{*}+年7.3%（上限年14.6%）

※延滞金特例基準割合 … 平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する割合をいう。）に、年1.0%を加算した割合

内 容	特 例	令和6年1月1日から12月31日までの割合
法定納期限を経過し、履行遅滞となった納税者に課せられるもの	（延滞金特例基準割合※）+7.3%	8.7%
納期限後1か月を経過する日までに納付があった場合	（延滞金特例基準割合※）+1.0%	2.4%

○滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない時は、地方税法の規定に基づき、滞納処分を受けることになります。

6 納入場所について

【金融機関】 八十二銀行・ながの農業協同組合・長野銀行・長野信用金庫・長野県信用組合・長野県労働金庫
 長野県・新潟県内のゆうちょ銀行及び郵便局（取りまとめ局 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター）
 （郵便局については7頁・9頁をご覧ください）

【市の窓口】 須坂市役所 税務課

【納入代行サービス】 毎月銀行へ行き、振込みをするのが難しい場合は、金融機関によっては、住民税納付代行サービスがあります。
 取扱いのある金融機関やサービス詳細・手数料については、お取引先の金融機関等にお問い合わせをお願いします。

都道府県市区町村名 長野県須坂市 市区町村コード 202070 加入者名 須坂市

【eLTAXの地方税共通納税システム】 複数の市区町村に対して一度の操作で一括して電子的に納税可能となるものです。

詳しくは地方税共同機構へお問い合わせください。

ヘルプデスク 0570-081459 受付時間9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



7 異動届の提出について

退職・休職・転勤等により従業員が給与の支払いを受けなくなるときには、すみやかに提出してください。

(1) 退職・休職された場合

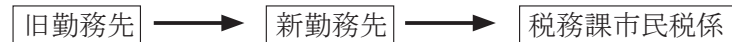
勤務先で該当箇所を記入し、当市へ提出してください。



- ・一括徴収の場合 記入例②参照
- ・普通徴収の場合 記入例③参照

(2) 転勤・転職等で引き続き特別徴収を継続する場合

旧勤務先で届出上欄と下欄の月割額を記入し転勤先に送付してください。新勤務先で下欄を記入し、当市へ提出してください。



8 就職等により新たに給与からの特別徴収に切り替える場合

就職等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

なお、普通徴収の納期限が到来したものについては、特別徴収への切替はできません。

9 特別徴収税額の変更について

通知した税額に誤りがあったり変更となる場合は、当市より特別徴収義務者及び納税者あてに「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更となった月割額により徴収してください。なお、通知前に既に徴収済となった場合は、その給与受給者の翌月分で調整してください。

10 退職者に係る未徴収税額の取扱いについて

(1) 退職等により未徴収税額がある場合で、①、②又は③に該当するときは、事業所で一括徴収してください。

①令和6年6月1日から12月31日までの間に退職等の事由が発生した場合で、本人から申し出（了解）があるとき

②令和7年1月1日から4月30日までの間に退職等の事由が発生した場合

*一括徴収した税額は、徴収した月の翌月に毎月納入する特別徴収月割額に合算し、納入してください。

*異動届書に、一括徴収税額の納入月・その他必要事項を記入し、すみやかに提出してください。

③外国人従業員の方が帰国する、または退職後に国外へ転出する従業員がいる場合

*一括徴収できない場合には、出国前に納税管理人の申告をするよう案内をお願いいたします。

(2) 一括徴収ができないときは、次によってください。

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「3」と記入するとともに、その他必要事項を記入のうえ、すみやかに提出してください。

当市では、未徴収税額を普通徴収に切替え、納税者へ通知します。

この場合、9月中旬以後に受理した異動届出書分についての未徴収税額は、一度に納めていただくことになります。

※死亡による退職の場合は、一括徴収ではなく普通徴収の方法を取ってください。

11 退職所得に係る市・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市・県民税の所得割額は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支給の際に支払者が市・県民税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、退職した年の1月1日現在における住所地の市町村へ納入する制度となっています。

支払者は、特別徴収した税額を「市民税
県民税納入申告書」(納入書と同一用紙の裏面になっています。)に必要事項を記入し、翌月の10日(休日等の場合は翌日)までに提出するとともに、申告した市・県民税を同日までに納入書により納入してください。

※市で送付している納入書を使用していない事業所や、現在須坂市で特別徴収をしていない事業所等で納入書が必要な場合は、ご連絡ください。

※死亡により支払われる退職手当に対しては、相続税法の規定により相続税の課税対象となり、市民税・県民税は課税されません。

(1) 退職所得の計算方法

退職手当等の収入金額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額に1/2をかけ、1,000円未満の端数を切り捨てた退職所得をもとに税額を求めます。

○通常の退職の場合

退職所得金額＝(退職金等の収入金額－退職所得控除額)×1/2 (1/2をかけた後の1,000円未満の端数は切捨て)

○法人役員等で勤続年数が5年以下の場合

退職所得金額＝(退職金等の収入金額－退職所得控除額) (退職所得控除額を引いた後の1,000円未満の端数は切捨て)

※法人役員等とは、法人税上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象です。

○法人役員等で勤続年数が5年以内の場合

退職所得控除金を控除した残高の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置をしないで計算します。

●退職所得控除額の計算方法

①通常の退職の場合

ア 勤続年数が 20 年以下の場合 $40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$ (80 万円を満たない場合は 80 万円)

イ 勤続年数が 20 年を超える場合 $800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$

②障害となったことが直接原因して退職した場合

①によって計算した額 + 100 万円 ※勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とします。

(2) 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の 金 額	$\times$	税 率		$=$	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6 %	4 %		(A)	(B)

※特別徴収すべき税額（市民税（A）、県民税（B））に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てる。（特別徴収すべき金額は、100円単位）

(3) 計算例

勤続年数 25 年で退職し、14, 223, 632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出（通常の退職の場合）

①退職所得控除額の計算

$8, 000, 000 \text{ 円} + 700, 000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11, 500, 000 \text{ 円}$

②退職所得の金額

$(14, 223, 632 \text{ 円} - 11, 500, 000 \text{ 円}) \times 1 / 2 = 1, 361, 816 \text{ 円} \longrightarrow 1, 361, 000 \text{ 円}$ (1, 000 円未満の端数は切捨て)

③税額計算

市民税額 $1, 361, 000 \text{ 円} \times 6 \% = 81, 660 \text{ 円} \longrightarrow 81, 600 \text{ 円}$ (100 円未満の端数は切捨て)

県民税額 $1, 361, 000 \text{ 円} \times 4 \% = 54, 440 \text{ 円} \longrightarrow 54, 400 \text{ 円}$ (100 円未満の端数は切捨て)

納入すべき税額 $81, 600 \text{ 円} + 54, 400 \text{ 円} = 136, 000 \text{ 円}$

12 納入書について

(1) 当市の納入書はOCR（光学文字読取方式）処理用の様式となっています。納入書は、6月分から翌年の5月分までそれぞれ「月分・納入金額」が記入されていますので納入する場合は、この納入書により納入してください。（予備2枚）

(2) 納入金額に変更のある場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入済通知書の裏面には、退職所得に係る「市民税・県民税納入申告書」がありますので退職手当等の支払いをした場合には、該当事項に記入してください。なお、徴収税額のある場合は、納入金額(2)の退職所得分に記入してください。

(3) 数字は、はっきりとていねいに記入してください。

※この納入書は、金融機関または郵便局のどちらでも使用できます。なお郵便局で納入される際は、手引きの9頁にあります指定通知書を提出してください。

（前年度と同じ郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。）

※独自の納入書を使用している事業所は納入書に「」と表示してください。

長野県 須坂市		個人市民税 個人県民税		納入書	
市町村コード 2 0 2 0 7 0		口座番号 00590-9-960032		印刷されている税額を 横線で抹消して下さい	
令和 6 年 8 月分		指定番号 123456		納入金額(1) 9,141,500 円	
納税(1) 額(1) 納し、		給与分一括徴収 変更後の特別徴収税額を 記入して下さい		退職所得分 延滞金	
納期限 令和 6 年 9 月10日		日計 円		合計額 9,141,500 円	
※印は郵便局において使用する欄です。					
(特別徴収義務者) 住所 〒 382-8511 又は 須坂市大字須坂1528-1 所在地					
氏名 (株) スザカ 又は 名称					
日付印					

特別徴収事務担当の方へお願い——退職される方に、次のことをお伝えください。

- (1) 一括徴収できなかった人の未徴収税額は、当市から別途自宅に送付される納付書により、直接納めていただくことになります。
- (2) 市・県民税は、前年の所得に基づいて計算されます。したがって、退職して無収入になった場合でも、前年の所得に応じて課税になることがあります。

■退職所得に係る市民税・県民税納入申告書について

納入の手続き

(1) 納入申告書について

- ・特別徴収義務者が法人の場合

納入書裏面の市民税・県民税納入申告書に記載の上、納入してください。
退職者が4人以上の場合は各人別の明細が必要になるため、右様式の納入申告書に記載の上、須坂市税務課まで提出してください。

- ・特別徴収義務者が個人事業主の場合

個人番号の記入が必要であり金融機関で受付ができないため、右様式の納入申告書に記載の上、須坂市税務課まで提出してください。
なお、退職手当等の支払いを受ける方が、退職所得に係る市民税・県民税の所得割がない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。

(2) 特別徴収票

退職後1か月以内に1部提出してください。
なお、法人（人格のない社団を含みます。）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人等）以外の受給者の特別徴収票については、提出する必要はありません。

(きりとり線)

退職所得に係る市民税 県民税納入申告書													
令和 年 月 日提出													
(あて先) 須坂市長													
令和 年 月 分 人員 人													
退職手当等支払金額													
十 億 千 百 十 万 千 百 十 円													
特別徴収 税 額		市民税											
		県民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 — 所在地 氏名又は 名 称													
(受付印)													
個人番号													
氏名		勤続年数		退職手当等支払金額									
		年		円									
		年		円									
		年		円									
		年		円									
		年		円									
		年		円									

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局をご利用いただく場合は、その郵便局を当市の取扱局として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に郵便局名と日付をご記入のうえ、切り取って当初納入される郵便局に提出してください。

なお、前年度も同じ郵便局を利用されている場合は、改めて提出する必要はありません。

※長野県及び新潟県内の郵便局をご利用の場合は不要です。

（
き
り
と
り
線
）

年 月 日

_____郵便局長 様

長野県須坂市長 三木 正夫



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知いたします。

口座番号	00590-9-960032番
加入者の名称	須坂市会計管理者
取りまとめ局	ゆうちょ銀行長野貯金事務センター

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 須坂市長		給(特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります	
			名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
			代表者の 職氏名												氏名		
			法人番号													電話	—

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみ変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所 在 地 (送 付 先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	— — (内線)	— — (内線)
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称) 変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割される 事業所	所 在 地	〒 _____	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ		
				名 称		
				電 話 番 号	— — (内線)	
				法 人 番 号		
				特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごとに 異なります	
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。						
		指定番号		※市町村ごとに 異なります		

特別徴収税額通知受取方法変更申出書

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 須坂市長	給(特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 —												
		名 称 (氏名)													
		代表者 職氏名													
		法人番号													
		特別徴収義務者 指 定 番 号													
		担当者 連絡先	係												
			氏名												
			電話	— —											

事 項	変 更 前 (旧) ※変更事項のみ記入してください。		変 更 後 (新) ※変更事項のみ記入してください。	
受取方法	特別徴収 義務者用 (会社用)	☐ 電子データ (eLTAX) ☐ 書面	特別徴収 義務者用 (会社用)	☐ 電子データ (eLTAX) ☐ 書面
	納税義務者用 (従業員等 本人用)	☐ 電子データ (eLTAX) ☐ 書面	納税義務者用 (従業員等 本人用)	☐ 電子データ (eLTAX) ☐ 書面
(フリガナ)				
通知先e-Mail				

- 【注意事項】
- 1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
 - 2. eLTAXを介して各年度の給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法を、年度の途中で変更を希望する場合に使用する申出書になります。
 - 3. 「電子データ」を選択した場合は、電子署名を付与した特別徴収税額通知データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
また、「書面」を選択した場合は、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
 - 4. 新たに「電子データ」で受取を希望する場合は、「通知先e-Mail」にメールアドレスを必ず記入してください。
 - 5. 納税義務者用の通知の受取方法は会社ごとに設定します。
特定の従業員等のみ受取方法を別にすることはできませんので、ご了承ください。

【提出先】
〒382-8511
須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市役所 税務課 市民税係

※申請いただいた内容は、令和6年度課税からの適用となります。
※eLTAXで給与支払報告書を提出していない場合は、電子正本の受取はできません。

記入例

特別徴収切替届出（依頼）書

										市町村使用欄													
令和 6年7月5日 提出 (宛先) 須坂市長		給（特別徴収義務者）	所在地 (住所)	〒382-8511 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。 須坂市大字須坂1528-1															特別徴収義務者 指 定 番 号		123456		※市町村ごとに異なります
			フリガナ	ス ザ カ																	新規の場合、納入書（要・不要）		
			名 称 (氏名)	(株) ス ザ カ															担当者 連絡先	係	人事課		
			代表者の 職氏名	代表取締役 須坂一郎																氏名	臥竜花子		
			法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		電話	026 - 245 - 1400		
給 与 所 得 者	フリガナ	スザカ ジロウ										旧 姓					普通徴収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔1・②・3・4〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り 替えができません。					
	氏 名	須 坂 次 郎																					
	生 年 月 日	昭和 45 年 6 月 7 日															特別徴収 開 始 予 定 月	8月分（ 9 月 10 日納期分）から 特別徴収を開始します。					
	1月1日現在の 住 所	〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1																					
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同 上															届 出 理 由	1.入社 2.その他（ ）					
	税額通知書 への受給者 番号の記載	①必要である。（受給者番号： 3126 ） ②不要である ※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者につけてい る各事業所独自の番号です。																					月 割 額 の 連 絡
	税 務 通 知 受 取 方 法	特別徴収義務者用 (会社用) ☒ 電子データ (eLTAX) ☐ 書面 納税義務者用 (従業員等本人用) ☐ 電子データ (eLTAX) ☒ 書面															(フリガナ) 通知先e-Mail	スザカ ナガノ suzaka.nagano@tokucho.jp					

【注意事項】

1. 特別徴収の開始を希望する月の前月の15日までに提出してください。
2. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
4. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

記入例②（退職で一括徴収の場合）

須坂市長宛		給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 382-0085 須坂市大字須坂27番地										特別徴収義務者 指定番号		345678			
			フリガナ	ガリュウショウカイ										宛名番号		8			
			氏名又は名称	臥竜商会(有)										担連 当 絡 者 先	所属	庶務課			
令和 7 年 3 月 25 日提出	個人番号 又は法人番号	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		氏名	山葉花子			
				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	電話	026-245-1637 内線(432)				
給 与 所 得 者	フリガナ	キムラ タロウ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名	木村 太郎																	
	生年月日	昭和28 年 10 月 10 日				120,000 円	6 月から 2 月まで 90,000 円	3 月から 5 月まで 30,000 円	7 年 3 月 20 日	1 有から 勤務を 記入 1. 退 2. 転 3. 休 職 ・ 長 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. そ の [事由・理由]	2 有から 勤務を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								
	個人番号	4	4	4	4							4	4	4	4	4	4		
	受給者番号																		
1 月 1 日 現在の住所	須坂市旭ヶ丘7-55																		
異動後の住所	同 上																		
1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
新し い 勤 務 先	特別 指 示	退職した給与所得者の徴収方法を、3月分で一括納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月分から翌年5月分) (イ) 徴収済額 90,000円(6月から2月分) (ウ) 未徴収税額 30,000円(3月から5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)												受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		□ 有から 勤務を 記入 1. 必要 2. 不要	
	所 属 フ 氏名													内線()					
2. 一括徴収														左記の一括徴収した税額は、 □ 3 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。					
理 由	2 有から 勤務を 記入	1. 異動が令和 ____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 6 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				
														3 月 22 日	30,000 円				
3. 普通徴収														※市区町村記入欄					
理 由	有から 勤務を 記入	一括徴収する場合、該当の 理由を記入してください。 一括徴収の申出がないため するべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため												一括で徴収した税額を 納入する月					
														入力日					

御注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1・特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記入例③（退職で普通徴収の場合）

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度									
特別徴収義務者 指 定 番 号		456789													
宛 名 番 号		2													
担 連 当 絡 者 先	所 属	給与担当													
	氏 名	山川 実													
	電 話	026-245-0784 内線(678)													
令和 6 年 12 月 6 日 提出		須 坂 市長宛		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)		所 在 地 〒 382-0021 須坂市豊丘91-1 フリガナ ミネノハラサングョウ 氏名又は名称 (株) 峰の原産業 個 人 番 号 又は 法 人 番 号									
フリガナ		ウシヤマ カオル		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
氏 名		牛 山 薫		120,000		6 月から 11 月まで 60,000 円		12 月から 5 月まで 60,000 円		6 年 11 月 30 日		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕		3. 普 通 徴 収 (本人納付)	
生 年 月 日		昭和60 年 8 月 1 日													
個人番号		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7													
受給者番号															
1 月 1 日 現在の住所		須坂市大字幸高803-1													
異動後の住所		高山村高井4609													
1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新 (特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号)		新規 法人番号													
退職した給与所得者の徴収方法を、12月分で普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額（年税額）120,000円（6月分から翌年5月分） (イ) 徴収済額 60,000円（6月から11月分） (ウ) 未徴収税額 60,000円（12月から翌年5月分） ↑ 普通徴収税額														徴収税額0で退職した場合。 (イ) 徴収済額に0円と記載し、(ア) 特別徴収税額（年税額）と (ウ) 未徴収税額は同じ額にしてください。	
月 日		円		納入します。											
理由		1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市区町村記入欄		月分以降を普徴第 期分 特徴 月分で一括納入 月分まではNo. - で特徴 月分からはNo. - で特徴 入力日									

御注意
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号
給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収切替届出（依頼）書

										市町村使用欄											
令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 須坂市長		給（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。												特別徴収義務者 指 定 番 号		新規の場合、納入書（要・不要）		※市町村ごとに異なります	
			フリガナ																		
			名 称（氏名）													担当者 連絡先	係				
			代表者の職氏名														氏名				
			法人番号																電話	— —	
給 与 所 得 者	フリガナ											旧 姓		普 通 徴 収 切 替 期 別		期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4〕期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。					
	氏 名																				
	生 年 月 日	年 月 日										特 別 徴 収 開 始 予 定 月		月 分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。							
	1月1日現在の住所	〒 _____										届 出 理 由		1.入社 2.その他（ ）							
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。							
	税額通知書への受給者番号の記載	①必要である。（受給者番号： ） ②不要である ※受給者番号とは、給与事務を行うにあたって給与所得者につけてい る各事業所独自の番号です。												税 務 通 知 受 取 方 法		特別徴収義務者用 （会社用）		☐ 電子データ （eLTAX）	☐ 書面		
														納税義務者用 （従業員等本人用）		☐ 電子データ （eLTAX）	☐ 書面				
													(フリガナ) 通知先e-Mail								

【注意事項】

1. 特別徴収の開始を希望する月の前月の15日までに提出してください。
2. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
3. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
4. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度															
須坂市長宛 令和 年 月 日提出										給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号									
											フリガナ												宛 名 番 号									
											氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属								
											個 人 番 号 又は 法 人 番 号													氏 名								
																電 話		内線 ()														
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名													□ 月から □ 月まで		□ 月から □ 月まで							□ 年 □ 月 □ 日									
	生年月日		年 月 日																													
	個人番号																															
	受給者番号																															
	1月1日現在の住所																															
異動後の住所												円		円		円																
1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																	
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規										法人番号												受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		□ 有から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属																	
	フリガナ														氏 名																	
	氏名又は名称														電 話		内線 ()															
2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 □ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。																	
理 由	□ 有から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円																
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日																				
3. 普通徴収の場合															※市区町村記入欄																	
理 由	□ 有から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市区町村記入欄		月分以降を普徴第 期分																		
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												特徴 月分で一括納入																		
		3. 死亡による退職であるため												月分まではNo. - で特徴																		
														月分からはNo. - で特徴																		
		入力日																														

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度															
須坂市長宛 令和 年 月 日提出										給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号									
											フリガナ												宛 名 番 号									
											氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属								
											個 人 番 号 又は 法 人 番 号													氏 名								
																電 話		内線 ()														
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名													□ 月から □ 月まで		□ 月から □ 月まで							□ 年 □ 月 □ 日									
	生年月日		年 月 日																													
	個人番号																															
	受給者番号																															
	1月1日現在の住所																															
異動後の住所												円		円		円																
1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																	
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規										法人番号												受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		□ 有から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属																	
	フリガナ														氏 名																	
	氏名又は名称														電 話		内線 ()															
2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 □ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。																	
理 由	□ 有から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円																
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日																				
3. 普通徴収の場合															※市区町村記入欄																	
理 由	□ 有から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市区町村記入欄		月分以降を普徴第 期分																		
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												特徴 月分で一括納入																		
		3. 死亡による退職であるため												月分まではNo. - で特徴																		
														月分からはNo. - で特徴																		
		入力日																														

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。															年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
須坂市長宛 令和 年 月 日提出				給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
					フリガナ												宛 名 番 号					
					氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属				
					個 人 番 号 又は法人番号													氏 名				
														←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄として右詰めで記載		電 話		内線()				
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏 名																					
	生年月日		年 月 日																			
	個人番号																					
	受給者番号								月 から 月 まで		月 から 月 まで		年 月 日		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支払少額・不 定期散 役 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)					
1月1日現在の住所								月 月 日		月 月 日		年 月 日		有 効 期 間 を 記 入		有 効 期 間 を 記 入						
異動後の住所								円		円		円										
1. 特別徴収継続の場合																						
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規				法人番号										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所 在 地		〒				担 当 者 連 絡 先		所 属								受給者番号					
	フリガナ								氏 名								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					
	氏名又は名称								電 話								1. 必要 2. 不要					
2. 一括徴収の場合																						
理 由	有 効 期 間 を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため								徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月 日		円										
3. 普通徴収の場合																						
理 由	有 効 期 間 を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため												※市区町村記入欄				月分以降を普徴第 期分				
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																特徴 月分で一括納入				
		3. 死亡による退職であるため																月分まではNo. で特徴				
																		月分からはNo. で特徴				
																			入力日			

御注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
須坂市長宛 令和 年 月 日提出		給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号				
			フリガナ				宛 名 番 号				
			氏名又は名称				担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名		
			個 人 番 号 又は 法 人 番 号				電話		内線 ()		
								※個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄として右詰めで記載			
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名					特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	年 月 日		
	生年月日	年 月 日									
	個人番号										
	受給者番号										
	1月1日 現在の住所										
異動後の住所											
1. 特別徴収継続の場合											
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規		法人番号				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所 在 地		〒		担当者連絡先		所 属		受給者番号		
	フリガナ				氏 名				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称				電 話		内線 ()		_____ 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合											
理 由	_____ 有 から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日	円			
3. 普通徴収の場合											
理 由	_____ 有 から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため					※市区町村記入欄	月分以降を普徴第 期分			
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため						特徴 月分で一括納入			
		3. 死亡による退職であるため						月分まではNo. - で特徴			
								月分からはNo. - で特徴			
								入力日			

御注意

4 方法「欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

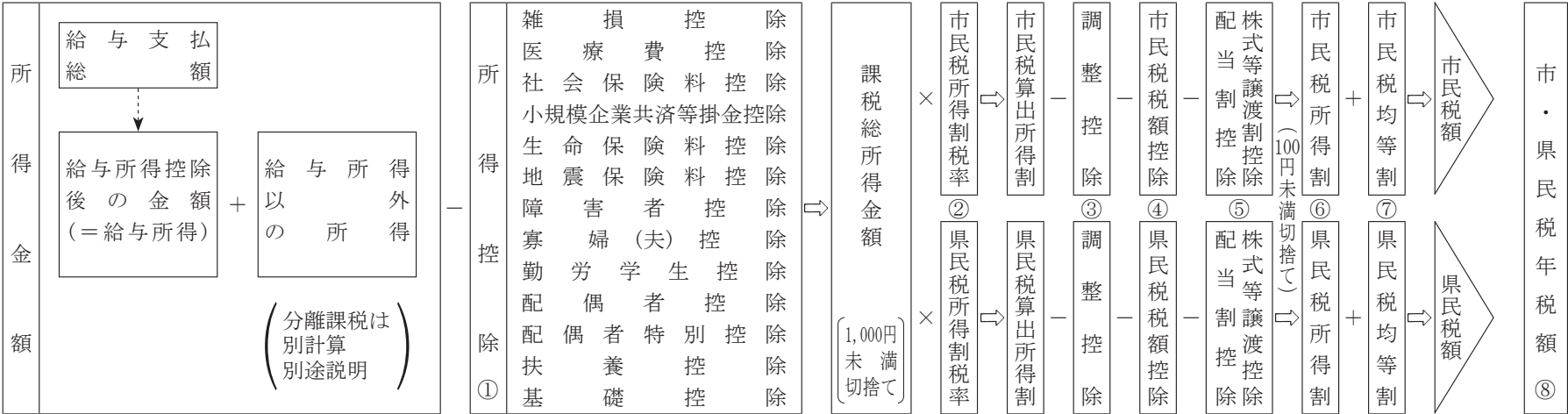
令和6年度 市・県民税の計算方法について

須坂市

～ご案内～

- ・ 令和6年度の市・県民税は、令和5年1月から12月の所得により計算しております。
- ・ 65歳未満の方については、年金所得について給与からの特別徴収となります。

●総合課税



①所得控除

雑損控除	損失の金額－所得金額×10%か災害関連支出金額－5万円の多い額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と所得金額×5%とのいずれか少ない方の金額）限度額200万円 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 限度額8万8千円
社会保険料控除	社会保険料の支払額
小規模企業共済等掛金控除	掛金の全額

地震保険料控除	a	50,000円以下	$A \times 1 / 2$
	地震のみ	50,000円超	一律 25,000円
A＝地震保険料支払額	b	5,000円以下	全 額
B＝旧長期損害保険料支払額	旧長期のみ	5,001～15,000円	$B \times 1/2 + 2,500円$
		15,000円超	一律 10,000円
c 両方	a + b	限度25,000円	

旧生命保険料控除(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)	
A＝一般生命保険料支払額	
B＝個人年金保険料支払額	
15,000円以下	全 額
15,000円超 40,000円以下	A又はB×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	A又はB×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円(上限)

新生命保険料控除(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)	
A＝一般生命保険料支払額	
B＝個人年金保険料支払額	
C＝介護医療保険料支払額	
12,000円以下	全 額
12,000円超 32,000円以下	A又はB又はC×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	A又はB又はC×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円(上限)

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一 般 33万円	22万円	11万円
	老 人 38万円	26万円	13万円
障 害 者 控 除 (特 別 障 害 者) (同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	扶 養 控 除 一 般 老 人 特 定 同 居 老 親 等	33万円 38万円 45万円 45万円
寡 婦 控 除	26万円		
ひ と り 親 控 除	30万円		
勤 労 学 生 控 除	26万円		
基礎 納 税 者 本 人 控 除 の 所 得 金 額	2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下		43万円 29万円 15万円

※老人（昭和29.1.1以前生まれ）
※特定（平成13.1.2生～平成17.1.1生）
※勤労学生（学生や生徒などで前年の所得が75万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下）
※年少扶養（16歳未満の扶養親族）については、税金上の扶養控除額には算入されません。24ページ別表「非課税の範囲及び所得要件」③、④の計算の際の扶養親族に含まれます。

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ計算した控除の合計(各保険料控除合計の上限:70,000円)
一般の生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ計算した控除の合計額(上限:28,000円)

配偶者特別控除

本人の合計所得金額が、1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者（本人以外の人の扶養親族・事業専従者として申告されている人は除く）の合計所得金額が133万円以下である場合。なお、配偶者控除との重複はできません。

配偶者特別控除額早見表

納税者本人の 所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 特別 控 除	所得金額	控 除 額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

③ 調整控除※

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基 礎 控 除		5万円	納 税 者 本 人 の 所 得 金 額		900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下
障 害 者 控 除	普 通	1万円	配偶者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
	特 別	10万円		老 人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡 婦 控 除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親 控 除	父	1万円	扶 養 特 定	一 般	5万円	老 人	10万円
	母	5万円		特 定	18万円	同居老親等	13万円
勤 労 学 生 控 除		1万円					

※調整控除…税源移譲により、市・県民税と所得税との人的な所得控除額の
差額によって生じる負担増を調整するための控除

② 税率表（所得割）

市 民 税		県 民 税	
課税総所得金額	税 率	課税総所得金額	税 率
一 律	6%	一 律	4%

④ 税額控除

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した場合

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

寄附金控除

前年中に、次に掲げる団体に2千円を超える寄附金を支出した場合、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する額。

（寄附金額の合計額は、総所得金額の30%が上限）

1. 都道府県または市区町村に対する寄附
2. 住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附
3. 住民の福祉増進に寄与するとして長野県または須坂市が条例で指定した団体

ただし、1に対する寄附金が2千円を超える場合には、下記により算出した金額を加算します。

加算する控除額＝（寄附金額－2千円）×
〔90%－（対象者の所得税額の税率×1.021）〕
※控除額のうち、市民税は5分の3、県民税は5分の2
住民税額所得割（調整控除後の金額）の20%が限度

配当控除額

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等の証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

⑤ 配当割控除・株式等譲渡割控除

株式等の譲渡所得、または配当所得から市・県民税が特別徴収されており、その所得を本人が申告した場合、特別徴収税額（配当割額）が下記の割合で控除されます。

市 民 税	県 民 税
配当割額×3/5（1円未満切り捨て）	配当割額×2/5（1円未満切り上げ）

⑥ 所 得 割

課税総所得金額×所得割税率－調整控除－税額控除

－配当割控除・譲渡割控除＝納付すべき所得割額

上場株式等の配当割・譲渡割は、市民税・県民税より控除しきれない場合、還付・充当となります。

※非課税の要件は別表③をご参照ください。

⑦ 均等割および森林環境税

市民税3,000円・県民税1,500円・森林環境税1,000円

均等割は、防災・減災のため平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円（市民税500円、県民税500円）が加算されていました。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境税（年額1,000円）が導入されます。

また、県民税均等割額1,500円のうち500円は、「長野県森林づくり県民税」として、「みんなで支えるふるさとの森林づくり」のため、皆様にご負担いただいております。

※非課税の要件は別表①、②及び④をご参照ください。

税 目	令和5年度まで	令和6年度から
住民税均等割（市民税）	3,500円	3,000円
住民税均等割（県民税）	2,000円	1,500円
森林環境税（国税）	—	1,000円
合 計	5,500円	5,500円

●所得の計算について

・給与の所得計算

給与の収入金額	給与所得の金額	
1円以上 550,999円以下	0円	
551,000円以上 1,618,999円以下	収入金額－550,000円	
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円	
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円	
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円	
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円	
1,628,000円以上 1,799,999円以下	収入金額÷4 (1,000円未満切り捨て) 算出金額：A	A×2.4＋100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下		A×2.8－80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下		A×3.2－440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円	

・公的年金の所得計算

年 齢	公的年金等の 金額 （A）	公的年金等雑所得以外の所得に係る所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65 歳 未 満	1,299,999円以下	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	(A)×0.75 －275,000円	(A)×0.75 －175,000円	(A)×0.75 －75,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	(A)×0.85 －685,000円	(A)×0.85 －585,000円	(A)×0.85 －485,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	(A)×0.95 －1,455,000円	(A)×0.95 －1,355,000円	(A)×0.95 －1,255,000円
	10,000,000円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
65 歳 以 上	3,299,999円以下	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	(A)×0.75 －275,000円	(A)×0.75 －175,000円	(A)×0.75 －75,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	(A)×0.85 －685,000円	(A)×0.85 －585,000円	(A)×0.85 －485,000円
	7,700,000円以上 9,999,999円以下	(A)×0.95 －1,455,000円	(A)×0.95 －1,355,000円	(A)×0.95 －1,255,000円
	10,000,000円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

●所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

- ア. 本人が特別障害者
- イ. 23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{【控除額} = (\text{給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%\text{】}$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{【控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} - 10\text{万円}\text{】}$$

※(1)と(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額が控除されます。

別表

非課税の範囲及び所得要件

①1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

②前年中の合計所得金額(※1)が135万円以下で、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の人

障害者…納税者本人が精神鑑定医等から精神薄弱者と判定された人及び障害者手帳を有する人

未成年者…令和6年1月1日現在で満18歳未満の人

(平成18年1月3日以後に生まれた人)

寡婦…合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻と同様の事情にあると認められる人(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある等)がいない人のうち、①か②のどちらかに該当する場合

①夫と死別又は離婚した後、再婚していない人(又は夫が生死不明)で、扶養親族(ひとり親を除く)がいる人

②夫と死別した後再婚していない人(又は夫が生死不明)

ひとり親…次の①②全てに該当する場合

①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等の合計が48万円以下)を有する単身者で、合計所得金額500万円以下の人

②事実上婚姻と同様の事情にあると認められる人(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある等)がいないこと

③所得割のかからない人

$$\text{総所得金額等 (※2)} \leq 35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

ただし、同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、総所得金額等 ≤ 35万円 + 10万円

④均等割のかからない人

$$\text{合計所得金額} \leq 28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 16\text{万8千円}$$

ただし、同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、合計所得金額 ≤ 28万円 + 10万円

※1 合計所得金額は、損失の繰越控除前の金額となります。

※2 総所得金額等は、損失の繰越控除後の金額となります。

雑損失、純損失がない場合は、合計所得金額 = 総所得金額等となります。

●分離課税分の計算

① 上場株式等の配当所得の計算

市民税3.0%・県民税2.0%

② 土地建物等の譲渡所得分の計算

○ 一般長期譲渡所得

市 民 税	県 民 税
3.0%	2.0%

○ 優良住宅長期譲渡所得

	課税譲渡所得	市 民 税	県 民 税
(A)	2,000万円 以下の部分	2.4%	1.6%
(B)	2,000万円 超の部分	3.0%	2.0%

(A)、(B)＝優良住宅長期譲渡所得に対する税額

○ 所有期間が10年を超える居住用財産長期譲渡所得

	課税譲渡所得	市 民 税	県 民 税
(A)	6,000万円 以下の部分	2.4%	1.6%
(B)	6,000万円 超の部分	3.0%	2.0%

(A)、(B)＝居住用財産長期譲渡所得に対する税額

○ 短期譲渡所得

市民税5.4%・県民税3.6%

(国等に対する譲渡は市民税3%・県民税2%)

③ 上場株式等の譲渡所得等の計算

一般分 市民税3.0%・県民税2.0%

上場分 市民税3.0%・県民税2.0%

④ 先物所得に係る雑所得等の計算

市民税3.0%・県民税2.0%

⑤山林所得分の計算

$$(\text{総収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{山林所得の特別控除額}) = \text{課税山林所得金額}$$

市 民 税	県 民 税
6%	4%

●個人住民税の定額減額について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

対 象 と な る 方

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減 税 額

○本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

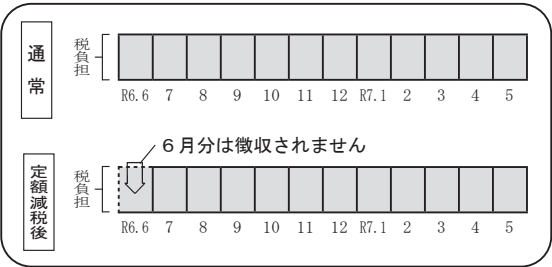
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）（定額減税の対象となる方）

○給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

・令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



そ の 他

○減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。